

会 議 録		
附属機関又は 会議体の名称	令和 4 年度第 1 回豊島区男女共同参画苦情処理委員会議	
開催日時	令和 4 年 7 月 1 日(金) 10 時 00 分～11 時 45 分	
開催場所	男女平等推進センター研修室 1	
出席者	委員	神谷悠一、金城美江、澤田雄高
	事務局	総務部長、人材育成担当課長、男女平等推進センター所長・係長・主任
公開の 可否	会議	非公開(個人情報を扱う場合があるため)
	会議録	公開
会議次第	議題 1. 苦情処理制度について 2. 苦情申出内容の確認及び調査開始の検討について 3. 今後の進め方について 4. その他	
審議経過		
事務局	<p>これより令和 4 年度第 1 回豊島区男女共同参画苦情処理委員会議を開会する。 —苦情処理委員、事務局挨拶— —資料確認等— 以降の会議進行は委員へお願いする。</p> <p>【議題1】苦情処理制度について</p> <p>委員 苦情処理制度について確認をする。 事務局 —事務局より資料1-1から資料 1-3 に基づき説明—</p> <p>【議題 2】苦情申出内容の確認及び調査開始の検討について</p> <p>委員 苦情申出内容について説明をお願いする。 事務局 —事務局より苦情申出書に基づき説明— 苦情申出の趣旨としては以下の 3 点である。 1.男性への事業の充実化 2.不公平感を覚えている男性への対応について 3.職員の意識・知識レベルの向上 また、苦情申出人から別紙のとおり、申出の概要が示されている。</p> <p>委員 男女平等推進センターの設置目的や事業について説明をお願いする。 事務局 —事務局より資料 2-1 に基づき説明— 豊島区立男女平等推進センター条例第 1 条に記載のあるとおり、豊島区立男女平等推進センターは、「女性をとりまく諸問題の解決と男女共同参画社会の実現に資すること」を目的として設置されている。また、事業については同条例第 3 条のとおりである。 —事務局より資料 2-2 に基づき説明— 男女平等推進センターで実施した事業の内容と対象者をまとめた。一部、対象者を男性のみ</p>	

委員	に限定している事業はあるものの、大部分の事業が性別にかかわらず参加可能である。
事務局	相談窓口における対象についてはどうか。
委員	—事務局より資料 2-3 に基づき説明—
事務局	苦情申出書別紙にある豊島区職員の身だしなみのルールについて説明をお願いします。
事務局	—事務局より資料 2-4 に基づき説明—
委員	現行ルールは、平成27年1月から運用を開始している。現在は、現行ルールを運用していくことを基本としつつ、運用開始から7年経過していることから、社会情勢の変化を踏まえ、見直しを検討している。
事務局	続いて調査開始の可否を検討していく。そのためには、条例等の規定と照らし合わせて、要件を審査する必要がある。
委員	豊島区男女共同参画推進条例第 22 条第 2 項第 3 号に「区議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項」は苦情の申出及び救済の申出を行うことができないと規定されているが、当該苦情申出人は議会に陳情を行っている。よって陳情と本件苦情申出の内容を比較考量し、調査開始の検討をしていただきたい。また、本件苦情申出は、同条例第 22 条第 1 項第 1 号「区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項」に関する苦情ということで受理している。しかし、以前は男女平等推進センター職員が苦情申出人へ行った対応に対して、同条例 22 条第 1 項第 2 号に基づく人権侵害からの救済を求める趣旨の苦情であるという発言もあった。
委員	了解した。しかし、苦情処理委員は提出された苦情申出書に基づき審議するため、当該申出は同条例第 22 条第 1 項第 1 号として審議する。
委員	次に豊島区男女共同参画推進条例第 22 条第 2 項第 3 号における陳情との重複について議論したい。苦情申出書と見比べると大筋は同一であると考えが、表現等が一部違う。調査開始の可否について意見をいただきたい。
委員	苦情申出書と陳情では表現の方法が異なるので判断が難しいが、豊島区職員の身だしなみのルールについては、趣旨が同一であるので重複と考え、調査非該当事項としてよいのではないかと。一方、「豊島区に男性相談窓口がない」等の苦情申出については、陳情より具体的な内容なため、調査該当事項になり得ると考える。
委員	別紙に記載されている各事項について、確認していきたい。まず「いまのところ豊島区に男性相談窓口がないためつくってほしい」という事項であるが、本事項は調査該当事項になり得ると考える。次に「豊島区の職員の身だしなみに男女差がある」という事項であるが、本事項は陳情と内容が重複していると考えため、豊島区男女共同参画推進条例第 22 条第 2 項第 3 号により調査非該当事項となる。最後に「その他の男女共同参画センターと豊島区の施策についても女性に偏った事業が多いと感じる」という事項であるが、施策が女性に偏っているため、男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすという趣旨であることを鑑みると、調査該当事項になり得ると考える。しかし、「男性の労働環境是正」の事項は労働基準法の内容に関する事で区の施策に関する苦情とは言い難く、また「データを出すべき」等の事項も、同条例第 22 条第 1 項の第 1 号、第 2 号どちらの要件にも該当しない為、調査非該当事項と考える。
委員	「現状の女性管理職と男性管理職の管理職になる前となった後の人事評価・労働時間・勤続

	年数」のデータを求めているが、豊島区では女性活躍推進法における情報公表は行っていないのか。
事務局	女性活躍推進法で求められている特定事業主行動計画は公表している。しかし苦情申出人が求めているデータは人事評価等の法定されていないデータである。
委員	理解した。
委員	それでは、調査を開始するのは「いまのところ豊島区に男性相談窓口がないためつくってほしい」という事項と、一部非該当となるが、「その他の男女共同参画センターと豊島区の施策についても女性に偏った事業が多いと感じる」という事項でよろしいか。
各委員	賛同する。
	【議題 3】今後の進め方について
	① 会議及び会議録の公開・非公開について
各委員	個人の情報を扱う場合があるため、会議は非公開とする。一方、会議録は公開とする。
	② 次回会議について
委員	次回会議では、申出内容を 1 事項ずつ確認し、結論に向けた方向性を検討していく。予定としては 3 回目の会議で是正勧告、意見表明等を決定する。よって次回会議で、意見書等の原案を作成する委員も決定していきたい。
委員	事務局が用意する資料について、追加で用意を希望する資料はあるか。
委員	豊島区相談窓口における相談員の性別や資格情報等の属性が分かる資料を提示してほしい。
委員	他区や東京ウィメンズプラザで実施している男性相談について、実施頻度や相談員の属性に関する資料を提示してほしい。
委員	豊島区相談窓口における昨年度の相談実績と相談員の性別に関するクレーム等が他課ではあるのか調べて資料を提示してほしい。
委員	豊島区相談窓口で女性だけに限定している事業は 6 事業あるということだが、女性に限定した経緯や意図がわかる資料を提示してほしい。
委員	男女平等推進センターが開催する講座等参加者の男女比が分かれば、資料を提示してほしい。
委員	特定事業主行動計画のコピーを提示してほしい。
	【議題 4】その他
事務局	次回開催日程についてであるが、8 月頃に開催を予定している。
各委員	了解した。
委員	それでは、令和 4 年度第 1 回豊島区男女共同参画苦情処理委員会会議を閉会する。
提出資料	資料 1-1 豊島区男女共同参画推進条例 資料 1-2 豊島区男女共同参画推進条例施行規則 資料 1-3 苦情処理の仕組み 資料 2-1 豊島区立男女平等推進センター条例 資料 2-2 豊島区男女平等推進センター事業一覧(平成 31 年度～令和3年度) 資料 2-3 相談窓口状況

資料 2-4 豊島区職員の身だしなみに関する基本的な考え方 資料 2-5 3 陳情第 14 号
--